



外国人留学生高等 教育協会

【略称】 外留協

協会の目的

学校教育法に基づき認可された専門学校、大学、大学院、専門職大学院、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校で行われている留学生教育・人材育成教育の充実発展と外国人留学生の受け入れ・就職促進のための環境整備を図ること

主な事業

- 外国人専門職人材支援
留学生就職説明会・専門分野別就職説明会など
- 在留資格「中核的人材」「産業人材」「中間技能人材」の新設構想
- 日本留学経験者の国外の就職支援
日系企業説明会など
- 社会的地位向上に必要な制度改善等のための関係法令改正の促進
- 留学生教育の振興・国際交流の推進
国内外進学説明会など
- 日本語教育団体・機関との連携
- 企業・団体の民間奨学金の整備
- 企業経営者団体・機関との連携

社団設立

2018年10月

年会費

【正会員】

在籍している留学生数	
99人以下	50,000円
100人以上 199人以下	100,000円
200人以上	150,000円

学校法人単位	
10校未満	200,000円
10校以上	300,000円

【日本語学校・企業団体・個人会員】

1口	20,000円
----	---------

※各年度10月以降入会の場合は半額となります。

入会資格

【正会員】

学校教育法に基づき認可された専門学校、大学、大学院、専門職大学院、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校

【日本語学校・企業団体・個人会員】

外国人留学生の教育、就職問題に関心のあること

事務局

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-5-15 ストックメイジュ203
TEL. 03-6804-3889 / FAX. 03-6455-5387 / info@aheis.org
http://aheis.org

〔協会設立の背景について〕

外国人留学生の教育を取り巻く状況は大きく変わってきました。
各教育機関個別・学校種別の振興に加え、全高等教育機関と企業経営者、
業種別・規模別事業者団体等との横断的な取り組みが急務です。

1. 高等教育機関が目指す外国人教育と産業界が求める人材像の共有

これまで、大学、専門学校では、在留資格「技術・国際業務・人文知識」「介護」など高度人材としての人材教育を推進してきました。2019年4月に施行された入管法では、新たな在留資格である「特定技能1号」、「特定技能2号」が新設されました。高等教育機関関係者の関心としては、従来の高度人材の「在留資格」と「特定技能2号」（現在2業種であるが、今後の拡充が予想される）との関連と影響であり、国が求める産業人材施策における外国人人材像に対する高等教育機関としての対応が求められます。

2. 外国人に対する日本語教育—充実と多様化への期待

これまで高等教育機関としては、文系人材、理系人材を問わず、教育現場、生活現場で支障の無い日本語力を求めてきましたが、職業人としての専門性を備える外国人人材養成のための取り組みが必要となっています。2019年6月に施行された「日本語教育推進法」では、国・地方公共団体としての責務の明確化が図られると共に、地域社会の多文化共生社会の推進と、国内外の連携が求められています。高等教育機関全体として日本語教育機関との積極的な連携強化が急務です。

3. 高等教育機関、企業、地域社会との連携

大学、専門学校関係者が連携しながら、高等教育機関における留学生受け入れと人材養成、卒業後の就職環境の整備のための取組みを進め、企業経営者団体、業種別・規模別事業者団体などと課題の共有を図りながら、教育界と産業界のバランスのとれた連携のあり方が求められています。

4. 在外の教育機関との連携

海外からの優秀な人材確保のためには、在外の教育機関（大学、日本語教育機関等）への積極的な情報の発信と連携を図る必要があります。各学校の個別の取組みを支援しながら、現在交流が盛んな東・東南アジア、欧米に加えて、南・北・西アジア、南米、アフリカ諸国などへの新たなアプローチを進めることが求められています。
